## 不利益処分に係る処分基準

処分の名称	入館の禁止
根拠条例·規則等名	さいたま市岩槻人形博物館条例
条項	第 13 条
所 管 部 課	スポーツ文化局 文化部 岩槻人形博物館 (電話:048-749-0223)
処 基 準 (未設定の理 由) 準	次のいずれかに該当するときは、博物館への入館を禁止し、又は退館を命じることができる。 (1) 博物館内の秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがあるとき。 (2) 人形資料又は施設若しくは設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上支障はあるとき。
設定等年月日	令和2年2月22日設定 年 月 日最終改正
備  考	